

基発第 1028001 号
平成16年10月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記については、行政事務の簡素・合理化のため、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

主務課	報告番号	報告名	改正事項	改正理由
監督課	監406 (第6表)	賃金不払事件、 貯蓄金返還不能 事件及び工賃不 払事件処理状況 報告(主要事件 一覧)	廃止する。	大型の賃金不払事件等 については、社会的に問 題となるような事案等 として、迅速に把握する 必要があるため、監505 (情報の速報)により把 握することとしており、 事務簡素合理化の観点 から本報告は廃止する こととして差し支えな いものと考えられるた め。